

「昭和58年税制（宅造協力創設、立体買換えの拡大）」

（所得税・法人税）

- ・ 個人又は法人が有する土地等について、20ha以上の大規模な住宅地造成事業により造成された宅地と交換し又は買い換えた時に、交換差金を取得しない場合又は譲渡による収入金額が買換え資産の取得価額以下の場合には譲渡がないものとし、交換差金を取得した場合又は収入金額が取得価額を超える場合はその超える金額について譲渡があったものとして、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の課税の特例を適用する。

（所得税）

- ・ 中高層耐火共同住宅建設のための買換え及び交換の特例の適用対象区域を、三大都市圏の既成市街地等から、近郊整備地帯等内の国土庁長官及び建設大臣が指定する区域まで拡大。